

12. 税制改正の概要と市税収入及び税連動交付金等への影響

(単位 千円)

| 概 要 | | 改正年度 | 影響額(調定額ベース) | | |
|-------|--|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|
| | | | 令和8年度 (2026) | 令和9年度 (2027) | 令和10年度 (2028) |
| 個人市民税 | 給与所得控除の見直し (1) 令和8年度(2026年度)分の個人住民税から適用 給与所得控除の最低保障額について、65万円(現行55万円)に 引き上げる。 (2) 令和9年度(2027年度)分の個人住民税から適用 給与所得控除の最低保障額について、69万円(現行65万円)に 引き上げる。 ※令和9年度(2027年度)分及び令和10年度(2028年度)分は (2)に加え、5万円引き上げる。 | 令和7年度 (2025) | △ 148,054 | △ 149,239 | △ 150,433 |
| | | 令和8年度 (2026) | - | △ 138,529 | △ 139,638 |
| | 扶養親族等に係る所得要件の引上げ等 (1) 令和8年度(2026年度)分の個人住民税から適用 ①扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件につ いて、58万円以下(現行48万円以下)に引き上げる。 ②ひとり親の生計を一にする子の前年の総所得金額等の合計額 要件を58万円以下(現行48万円以下)に引き上げる。 ③勤労学生の前年の合計所得金額要件を85万円以下(現行75万 円以下)に引き上げる。 (2) 令和9年度(2027年度)分の個人住民税から適用 ①扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件につ いて、62万円以下(現行58万円以下)に引き上げる。 ②ひとり親の生計を一にする子の前年の総所得金額等の合計額 要件を62万円以下(現行58万円以下)に引き上げる。 ③勤労学生の前年の合計所得金額要件を89万円以下(現行85万 円以下)に引き上げる。 | 令和7年度 (2025) | △ 87,942 | △ 88,646 | △ 89,355 |
| | | 令和8年度 (2026) | - | △ 39,536 | △ 40,323 |
| | ひとり親控除の見直し ひとり親控除の控除額を33万円(現行:30万円)に引き上げる。 ※ 令和10年度(2028年度)分の個人住民税から適用 | 令和8年度 (2026) | - | - | △ 6,651 |
| | 大学生年代の子等に関する特別控除の創設 大学生年代の子等について一定の所得を超えた場合、親等の受け られる控除の額が段階的に逓減する仕組みを導入(控除額:最高 45万円)する。 ※令和8年度(2026年度)分の個人住民税から適用 | 令和7年度 (2025) | △ 16,439 | △ 13,319 | △ 13,426 |
| 軽自動車税 | 環境性能割の廃止 令和8年(2026年)3月31日をもって廃止。 ※令和8年度(2026年度)の減収分は、全額国費(地方特例交付 金)で補填される。 | 令和8年度 (2026) | △ 91,153 | △ 110,092 | △ 119,670 |
| | グリーン化特例の延長 電気軽自動車及び天然ガス軽自動車に対する軽自動車税の軽課措 置(税率75%軽減)の適用期限が令和10年度(2028年度)まで2年 間延長。 ※新規取得される四輪車等に対する翌年度のみの措置 (例) 軽四輪自家用乗用車(EV等) 10,800 → 2,700円(75%軽減) | 令和8年度 (2026) | △ 1,945 | △ 2,488 | △ 3,193 |

| 概 要 | | 改正年度 | 影響額(調定額ベース) | | |
|-------------|--|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|
| | | | 令和8年度 (2026) | 令和9年度 (2027) | 令和10年度 (2028) |
| 固定資産税・都市計画税 | 免税点の見直し (1) 家屋の課税標準に係る免税点について、30万円（現行：20万円）に引き上げる。 (2) 償却資産の課税標準に係る免税点について、180万円（現行：150万円）に引き上げる。 ※(1)・(2)ともに令和9年度（2027年度）から適用 | 令和8年度 (2026) | - | △ 13,205 | △ 13,205 |
| | 中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産の導入に係る固定資産税の特例措置 物価上昇等の現下の経済情勢を踏まえ、中小事業者等の生産性の向上や賃上げの促進を図るための特例措置 (1) 令和5年（2023年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日までに取得した機械・装置等（一定の条件を満たしたもの）について、固定資産税の課税標準額を最初の3年間、価格の2分の1とする。ただし、給与等支給額の引上げを労働者に表明した中小事業者等については、次のとおりとする。 ・令和5年（2023年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日までに取得 最初の5年間価格の3分の1 ・令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日までに取得 最初の4年間価格の3分の1 (2) 令和7年（2025年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日までに取得した機械・装置等（一定の条件を満たしたもの）について、固定資産税の課税標準額を、給与等支給額の引上げ率に応じて次のとおりとする。 ・給与等支給額を1.5%以上引き上げ 最初の3年間価格の2分の1 ・給与等支給額を3%以上引き上げ 最初の5年間価格の4分の1 | 令和5年度 (2023) | △ 6,577 | △ 5,080 | △ 2,793 |
| | 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置 新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小事業者等を支援するための特例措置 令和3年（2021年）4月1日から令和5年（2023年）3月31日までに取得した先端設備等について、固定資産税の課税標準額を3年間ゼロとする。 | 令和7年度 (2025) | △ 6,730 | △ 15,501 | △ 15,735 |
| | | 令和2年度 (2020) | △ 2,689 | - | - |
| 地方揮発油譲与税 | 地方揮発油税の当分の間税率（旧暫定税率）の廃止 令和7年（2025年）12月31日に地方揮発油税の当分の間税率（本則税率4.4円/L+特例分0.8円/L=合計5.2円/L）が廃止。 令和7年（2025年）12月31日から本則税率4.4円/Lのみが適用。 ※令和8年度（2026年度）の減収分は、全額国費（地方特例交付金）で補填される。 | 令和7年度 (2025) | △ 36,956 | △ 36,956 | △ 36,956 |
| 利子割交付金 | 道府県民税利子割に係る清算制度の導入 道府県民税利子割について、都道府県間で個人に係る所得金額を基準に税収帰属を調整する清算制度を導入。 ※令和8年度(2026年度)分の利子割から適用 | 令和8年度 (2026) | △ 305,169 | △ 332,854 | △ 332,854 |
| 環境交付金割 | 交付金の廃止 令和8年（2026年）3月31日の自動車税環境性能割の廃止に伴い廃止。 ※令和8年度（2026年度）の減収分は、全額国費（地方特例交付金）で補填される。 | 令和8年度 (2026) | △ 388,681 | △ 388,681 | △ 388,681 |